



みんなで支えよう
明るいまちづくり



目次	
3	1
納税について……………4面	市民税・県民税、 軽自動車税について…1・2面
	固定資産税・ 都市計画税について…3面

市民の皆さんが安心して豊かな生活を送るために、市では福祉、衛生、教育、土木、消防など日常生活に密接している様々なサービスや事業を行っています。このための費用には皆さんに納めていただいている税金が充てられています。

市税は、お互いに支えあうまちづくりの実現のためにはなくてはならない「会費」のような存在なのです。この税特集号ではそんな市税の情報を皆さんにお伝えしていきます。この機会に是非、税金について改めて考えてみましょう！

より有意義な税金の使い道のために・・・

申告や納付など、税金に関する
手続は忘れずに行いましょう！

税金の使い道を決めるのは選挙で
選ばれた私たちの代表(議会)です。
一票を大切にしましょう！

税金が使われている身近なものの例



ごみ処理費



教育費



土木費



消防費



僕たちの生活に
欠かせないもの
ばかりだね！



その通り！
だからこそ、正しく
税金を納める必要
があるんじゃない。

◆市民税・県民税について

問 市民税課 個人課税係 ☎048-922-1042

個人の市民税・県民税は、毎年1月1日現在で草加市に居住している個人に対して前年中の所得をもとに課税されます。

そのため、前年中に収入があった人は、次の【市民税・県民税の申告をする必要がない人】を除いて原則申告が必要です。

【市民税・県民税の申告をする必要がない人】

次の①～③にあてはまる人は市民税・県民税の申告は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする人・した人
 - ②前年中、給与以外に収入が無く、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人
 - ③前年中、公的年金等以外に収入が無く、公的年金等支払報告書が支払先から市役所に提出されている人
- ※ただし、所得控除を追加する場合は申告が必要です。

※前年中に収入が無かった人は、義務ではありませんが、収入が無かったという内容の市民税・県民税の申告をしていただく
と非課税証明書の申請ができるようになるほか、一部の行政サービスに影響がある場合があるため、申告をご案内しています。

給与支払報告書とは？

会社や個人事業主が給与の支払をした場合、翌年の1月31日までに市区町村に提出する義務がある支払金額等を記載した書類です。

まれに提出されていない場合もありますので、給与支払報告書を市役所に提出しているかどうかは、勤務先にご確認ください。



■所得税の申告が必要な方は、確定申告をしてください。確定申告が必要かどうかについては、川口税務署（☎048-252-5141）までお問い合わせください。

■公的年金収入等があった人は、次ページのフローチャート「年金収入がある方へ～私は申告するの？しないの？～」で申告が必要かどうかをより詳しく確認できます。

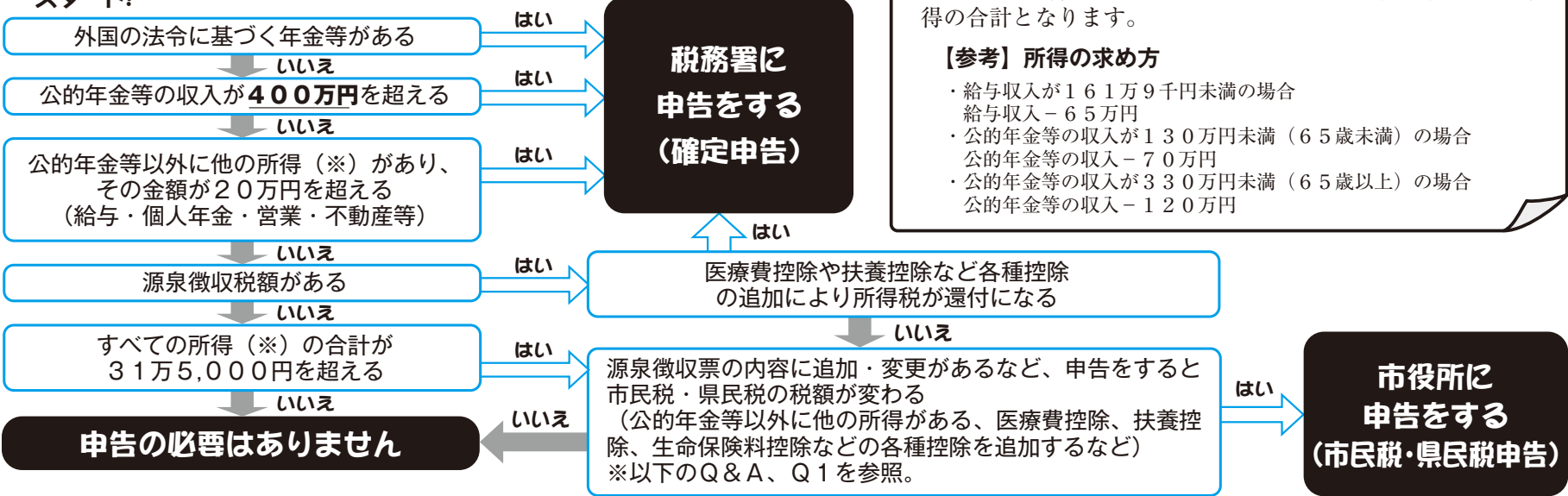
◆市民税・県民税について

☎ 市民税課 個人課税係 ☎043-922-1042



年金収入がある方へ
～私は申告するの？しないの？～

スタート!



※所得とは？

収入から必要経費を引いた残りの金額のことです(給与や公的年金等の場合は、決められた計算式により求めます)。それぞれの所得を別々に計算し、合算した金額がすべての所得の合計となります。

【参考】所得の求め方

- 給与収入が161万9千円未満の場合
給与収入－65万円
- 公的年金等の収入が130万円未満(65歳未満)の場合
公的年金等の収入－70万円
- 公的年金等の収入が330万円未満(65歳以上)の場合
公的年金等の収入－120万円

- 障害年金・遺族年金は非課税所得のため、所得税、市民税・県民税を計算するうえでの収入には含みませんが、前年中、障害年金・遺族年金以外に収入が無かった方でも一部の行政サービスに影響する場合がありますため、市民税・県民税の申告をご案内しています。
- 繰越控除の適用を受ける場合などは、所得税の確定申告が必要です。
- 確定申告を行った場合は市民税・県民税申告を行う必要はありません。

Q&Aコーナー

Q1. 公的年金等の収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出は不要と聞いたので申告をしませんでした。
それなのに、6月に決定した市民税・県民税が高いのはなぜですか？

A1. 平成23年分から、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(給与、個人年金、営業所得、不動産所得等)が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。(ただし、所得税が還付になる場合には、申告できます。)
このことから、市では公的年金等の支払者からの情報を基に、市民税・県民税の課税を行っています。
ただし、公的年金等の支払者から市区町村へ送付される情報は、年金の支払金額と年金から引き落とされている社会保険料(介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険)の金額及びご本人が年金の支払者に報告している扶養親族等に限られるため、年金から引き落とされていない社会保険料や生命保険料など、源泉徴収票に記載された内容以外の控除を加える場合は、市民税・県民税の申告を行う必要があります。また、公的年金等以外の所得(給与、個人年金、営業所得、不動産所得等)が20万円以下の場合でも、市民税・県民税に影響がある場合は、市民税・県民税の申告を行う必要があります。

Q2. 令和2年度から適用される市民税・県民税の税制改正について教えてください。

A2. 主な改正点は以下のとおりです。

①ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる地方団体を一定の基準に基づき総務大臣が指定します。対象となる地方団体については、総務省ホームページをご参照ください。指定対象外の地方団体に対して令和元年6月1日以降に寄附された分については、ふるさと納税の対象外となります。

②住宅借入金等特別税額控除の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に消費税率10%による住宅取得等をして居住の用に供した場合(＝特別特定取得)に、適用年数について、現行の10年から13年に延長されます。
また、11年目以降の3年間、住宅借入金等特別税額控除可能額は(1)取得等対価の2%の3分の1か、(2)住宅借入金等の年末残高の1%のいずれか少ない額となります。
※住民税の税額控除は「住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額」または「所得税の課税総所得金額の7%(上限136,500円)」のいずれか少ない額が適用されます。

◆軽自動車税について

☎ 市民税課 法人諸税係 ☎043-922-1049

■原動機付自転車等の廃車や住所変更の手続きはお早めに!

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在での軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪、二輪の小型自動車の所有者に課税されます。廃棄、譲渡、盗難等の理由で所有しなくなった場合や住所変更をした場合は早めに手続きしてください。

■原動機付自転車、小型特殊自動車の廃車手続き

①標識(ナンバープレート)②標識交付証明書③所有者の印鑑を持参して草加市役所市民税課へ(盗難等により標識が無い場合はお問い合わせください)。その他の車種の手続きについては、各手続先にお問い合わせください。

車種	手続先
軽二輪 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2028
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所 春日部支所 ☎050-3816-3113

※転出の場合、転出先の市区町村を管轄する事務所にお問い合わせください



初度検査から13年が経過した
軽三輪・四輪は税額が高くなります

初度検査年月(車検証に記載)から13年が経過した軽三輪・四輪の内、環境負荷が大きい車両については、重課の対象となり、通常より税額が高くなりますのでご注意ください。

令和2年度は「初度検査年月」が平成19年3月以前の車両が重課の対象です。

車種	重課適用後の税額
軽三輪	4,600円
軽四輪乗用自家用	12,900円
軽四輪乗用営業用	8,200円
軽四輪貨物自家用	6,000円
軽四輪貨物営業用	4,500円

自動車検査証									
番号	99999	交付年月日	平成29年4月1日	検査年月	平成19年3月	自動車の種別	軽自動車	用途	貨物
車	両	番	号	交	付	年	月	日	検査年月
泰	日	部	4	8	0	あ	9	9	9
車	体	の	形	状	軽	自	動	車	貨
軽	自	動	車	貨	物	自	家	用	パ
軽	自	動	車	貨	物	自	家	用	ベン
軽	自	動	車	貨	物	自	家	用	[021]

◆固定資産税・都市計画税について

問 資産税課 土地係 ☎048-922-1081 償却資産係 ☎048-922-1068
家屋係 ☎048-922-1092

土地・家屋・償却資産
を所有している人は知っておきたい税金のキホン！

固定資産税

固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）現在の**土地・家屋・償却資産**の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。



都市計画税

都市計画税とは、都市計画事業（道路・公園・下水道等の整備）又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内**にある土地・家屋の所有者が市に納める税金です。

償却資産

工場・商店等の経営や駐車場・アパートの貸付け等をしている会社や個人が、事業のために用いる構築物・機械・備品等を償却資産といい、固定資産税の課税対象となります。
なお、償却資産の取得価額から算出される課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。また、**償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況の申告が必要です。**

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、毎年5月の連休明けに発送予定です。

- ✓「納税通知書」には所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期限、納付場所などが記載されています。
- ✓お問い合わせの際は、納税通知書の表紙に記載されている通知書番号をお伝えいただくとスムーズです。



課税明細書の見方

納税通知書が届きましたら、課税明細書の内容の確認をお願いします！！

課 税 明 細 書 No.1

※ 確定申告の際に必要な経費として計上する方は、この明細書をご利用ください。

区 分	所 在 地		課税地目又は家屋の種類		課税地積・床面積(㎡)		構 造		② 固定資産税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円)	共用持分(分子)
	減価分類	前年度固定資産税課税標準額(円)	前年度都市計画税課税標準額(円)	① 評 価 額(円)	固定資産税軽減税額(円)	都市計画税軽減税額(円)	共用持分(分母)		固定資産税軽減税額(円)	都市計画税軽減税額(円)	
土 地	〇〇町123-4								3,000,000	42,000	
	宅地		200.00						6,000,000	15,000	
	③ 3,000,000		3,000,000								
	住宅用地の特例								18,000,000		
家 屋	〇〇町123-4		123-4						8,000,000	56,000	
	居宅		100.00 木造						8,000,000	20,000	
	④										
	軽減適用中（令和2年度まで）								8,000,000	56,000	
家 屋	〇〇町123-5		123-5						3,000,000	42,000	
	居宅		50.00 木造						3,000,000	7,500	
	⑤										
	軽減期間は前年度にて終了								3,000,000		



① 評価額
固定資産評価基準に基づいて評価された金額（実際の売買価格とは異なります）。

② 課税標準額
原則として、①の評価額が課税標準額となり、税額の算出根拠となります。また、住宅用地などでは特例措置が適用され、課税標準額が評価額よりも低く算定されています。

★税額の算出方法
課税標準額×税率＝税額
（税率：固定資産税1.4% 都市計画税0.25%）

③ 住宅用地の特例
住宅用地の特例が適用されている場合に表示されます。住宅用地・市街化区域農地については軽減措置が設けられています。

④ 軽減適用中
新築住宅は一定の要件により固定資産税を2分の1に軽減する措置があり、適用されている場合に表示されます。

⑤ 軽減期間は前年度で終了
④の軽減措置が終了した場合に表示されます。

よくあるご相談

- Q. 令和元年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたところ令和2年度分の固定資産税が高くなったのはなぜですか？
A. 固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況により課税が決まります。土地の上に一定の要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」により、税額が減額されます。しかし、住宅が取り壊され、令和2年1月1日現在住宅がない場合は特例が受けられないため、税額が高くなったものです。
- Q. 令和元年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、令和2年2月に所有権移転登記をしましたが、5月に納税通知書が届いたのはなぜですか？
A. 地方税法の規定により、1月1日現在の登記簿に記載されている所有者にその年度の納税義務があります。1月2日以降に所有権移転登記をしたり、家屋を取り壊した場合、令和2年度の固定資産税は全額あなた（売主）に課税されます。なお、売買の場合、契約上で売主と買主の間で月割り・日割り按分等でそれぞれに固定資産税を負担することもあるようですが、月数計算の始期については、固定資産税は年税であるため特に定められていません。
- Q. 平成28年に木造の住宅を新築したのですが、令和2年度分の税額が高くなったのはなぜですか？
A. 新築の住宅について、一定の要件に該当する場合、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（長期優良住宅の認定を受けた住宅等については5年度分）に限り税額が2分の1に軽減されています。この期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。
- Q. 未登記の家屋を令和元年10月に取り壊しましたが、どのような手続きが必要になりますか？
A. 未登記の家屋を取り壊した場合は、課税取り消しを行うための滅失届の提出が必要です。なお、取り壊しに限らず、未登記の家屋を新築・増築した場合、又は相続や売買等により所有者が変更となる場合も、届出が必要です。（未登記の物件かどうかわからない場合は、課税明細書に記載されていますのでご確認ください。）
- Q. 土地・家屋の所有者が亡くなり、相続が発生した場合、どのような手続きが必要になりますか？
A. 相続が発生した場合、法務局（登記所）で相続登記の手続きが必要となります。相続登記されますと、次年度から新たな所有者へ納税通知書が送付されます。
相続登記の手続きには、複数の提出書類が必要になりますので、詳しくは法務局（登記所）へお問い合わせください。
すぐに相続登記ができない場合については市役所資産税課へ「相続人代表者指定届」の提出が必要となります。
なお、相続登記を永年放置すると、その間にさらなる相続が発生して権利関係が複雑になり、登記の手続きが難しくなる場合がありますのでご注意ください。

※上記の件についてのお問い合わせは資産税課までお願いいたします。



◆納税について

問 《納税課》 納付について
☎048-922-1098

相談について ☎048-922-1124
☎048-922-1126

納税は口座振替がおすすめです！

お申込みは簡単！！

安心 便利 確実



納税通知書に記載された金融機関の窓口へ

【必要書類】 納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印、口座振替依頼書

【申込方法】 納付書に記載された金融機関の窓口にて、口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印してください。

※「口座振替依頼書」は、納税通知書に添付されています。納税課・サービスセンター・市内の指定金融機関窓口にもご用意しています。



■口座振替ができるもの

○市民税・県民税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税（種別割） ○国民健康保険税

■各期の納期40日前（依頼書が市へ到着したもの）までに申込むと、その納期から利用できます。

■残高不足等で口座振替ができなかった場合や納期限が過ぎている場合は口座振替（再振替）できません。

■口座振替の領収書として、各税目年1回最終期の納期限の翌月に口座振替済通知書を発送します。

※国民健康保険税については年2回（12・3月）発送します。年末調整や確定申告の際に控除資料として使用できます。

■口座振替でも全期前納できます

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税は、全期前納（第1期の納期限に年税額を一括で口座振替）もしくは期別での口座振替が選択できます。

※全期前納口座振替をしても年税額は変わりません。

※軽自動車税（種別割）、国民健康保険税は期別（納期限）ごとで口座振替します。



コンビニでも納付できます！

■コンビニで納付ができるもの

○市民税・県民税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税
○軽自動車税（種別割） ○国民健康保険税

■納税通知書に同封されている納付書（バーコード付き）は納期限内に限りコンビニでの納付ができます。

■各期の納付額が30万円を超える場合、コンビニでは納付できません。

■納期限を過ぎるとコンビニで納付できません。納付書に記載された金融機関または市役所の窓口で納付してください。（延滞金が発生する場合があります）

バーコード付きで
納期限内の納付書
であれば…

水曜日夜間・日曜日午前中も
窓口開庁しています

毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に窓口を開設して皆さまの利便性の向上を図っております。

【水曜日】 8:30~21:00（祝日・年末年始を除く）
【日曜日】 9:00~12:30（年末年始を除く）

■納税課の窓口でできること

市税・国民健康保険税の納付、納税相談、
納税証明書発行

※納税相談は業務終了30分前までにお越しください。

市税等の納期スケジュール

令和2年度 草加市 市税等納期カレンダー

令和2年度の納期のスケジュールは以下のとおりです。
納付忘れのないようご注意ください。

納期限 税目	令和2年								令和3年	
	5月 6/1(月)	6月 6/30(火)	7月 7/31(金)	8月 8/31(月)	9月 9/30(水)	10月 11/2(月)	11月 11/30(月)	12月 令和3年 1/4(月)	1月 2/1(月)	2月 3/1(月)
市民税・県民税 (普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
固定資産税・ 都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税 (種別割)	全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納税相談を実施しています

納期限までに納付が困難な方には、納税相談をご案内しています。

ご希望の場合は、納税義務者本人もしくは同一世帯のご家族が市役所納税課窓口までお越しください。

納税しないで放置されますと、「財産の差押（滞納処分）」を受けることがあります。

財産とは

給与・年金

売掛金

預貯金

等です

不動産

生命保険

納期限を過ぎると「延滞金」が加算されます

【令和2年の延滞金の割合年8.9%（※納期限後1か月間は年2.6%）】

5万円を1年間滞納した場合 ⇒ 4,100円
10万円を1年間滞納した場合 ⇒ 8,300円
50万円を1年間滞納した場合 ⇒ 41,900円
100万円を1年間滞納した場合 ⇒ 83,800円（※金額は目安です）



納税コールセンター
からのご案内

草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対して、電話による納付の呼びかけを行っております。

なお、納税コールセンターが口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありません。

市役所納税課や納税コールセンターをかたった電話にご注意ください。



納税猶予（徴収猶予・換価の猶予）・
延滞金減免制度を設けています

災害、病気やけが等の一定の要件に該当し、市税等を一時に納付することができないとき、その事実を証明する書類等を添えて申請することにより、納税の猶予が認められる場合があります。

納税の猶予が認められた場合、分割納付が可能となり、延滞金が減免される場合があります。なお、猶予期間は原則1年までで、延滞金減免の割合は、納付できない事情に応じて異なります。

■「納税の誠意」について

税金は、他の支払い等に優先して納めていただくものです。市税等を優先的に納付しなければならないと認識していることを「納税の誠意」があるといえます。

「納税の誠意」があり、これまでに滞納がなく、納付できなくなった原因が一定の要件に該当する方は、延滞金が減免される場合があります。

なお、換価の猶予・延滞金減免制度は、これまでに滞納がある方や「納税の誠意」が無い方は対象になりません。